

山口県公安委員会告示第三十五号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十一条第一項及び第四項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

令和七年八月七日

一 聴聞の期日

令和七年八月十九日

二 聴聞の場所

山口県警察本部六階生活安全部会議室

山口県公安委員会

